

第 161 回 山形県社会教育委員の会議 議事録

日時：平成 22 年 2 月 17 日（水）13:30～16:00

会場：県総合研修センター 第 5 研修室

2 協 議

(1) 「社会全体の教育力向上に向けた学校・家庭・地域の連携のあり方」報告について

【座長（舩田委員）】

報告（案）について、概要を説明

今月中に各委員よりご意見等を伝えていただき、その後、特別委員会がとりまとめて県に報告するという形で進めていきたいが、よろしいか。

【委員一同】

異議なし

【脇川課長】

本報告を今後の県の施策に反映させ、市町村へも情報提供してまいりたい。これまでのご苦勞に深く感謝申し上げます。

(2) 平成 21 年度社会教育事業の実績について

資料 1、補助資料 1 をもとに、説明（菅間主幹）

【金澤委員】

2 月 10 日（水）開催の最上地区の放課後子どもプラン指導者研修会の参加者は何名か。

【木嶋委員】

併せて、2 月 16 日（火）開催の村山地区の学校支援地域本部事業地域コーディネーター研修会の参加者数についても教えていただきたい。

【菅間主幹】

ご質問の放課後子どもプランの指導者研修会には 77 名参加、学校支援地域本部事業地域コーディネーター研修会には 48 名の参加であった。

【座長（舩田委員）】

学校支援地域本部事業のしくみは、来年度以降どのように変わるのか。

【菅間主幹】

来年度まで国の委託事業は継続するが、平成 23 年度以降は、国・県・市町村がそれぞれ 1 / 3 ずつ負担する補助事業へと変わる。

【出川委員】

成人教育についてはこれまでにこの会議でも話題となっていたが、子どもや地域を対象とした事業とは別の枠組みの若者を対象とした事業は、重要であると考えている。今年度新たに立ち上げられた山形青年交流事業の中身について、詳しく教えていただきたい。

【座長（舩田委員）】

特別委員会の中でも、地域にかかわっていこうとする青年をどうとらえていくのかという点について議論してきたが、今年度交流会に参加した 52 名はどのような方々なのか。

【菅間主幹】

山形青年交流事業は、高校生ボランティアの O B や青年サークルのメンバーなどが、それぞれの地域で個々に活動している現状を踏まえ、青年たちの活動を一層活発にするため、交流の場を設け、人

的ネットワークづくり、社会力の向上、リーダーの育成をいうことをねらっている。

2年目となる平成22年度は、今年出された課題やプランの実現に向けてどう深めていくか、交流の輪をどう広げていくか、また、地域にもどってどう活動していくか、という視点から事業を推進していきたいと考えている。

今年度の青年会議については、現在活動している青年サークルのメンバーや各市町村教育委員会にも推薦を依頼し、多様なメンバーになるように留意しながら構成した。交流会の参加者は、県内サークルや市町村教委に案内を送付し、参加いただいた。

【座長（舛田委員）】

若者自立支援事業は、開始された当初から難しい事業であると思っていたが、今後さらに広げていく可能性はあるか。

【菅間主幹】

この事業には、ひきこもりの程度から言えば、ある程度回復している段階の方が参加している。全くひきこもってしまった方には、なかなか働きかけをすることは難しい。ひきこもりの若者を支援している団体と連携しながら、無理のないように参加要請をしている。

【高橋委員】

今年度参加者が増えているのは、実行委員会を組織し、青年たちが企画・運営に携わったことが参加者拡大に結びついたと考えられる。軌道にのってきたところなので、今後とも継続していただきたい。

【菅間主幹】

回復に向かっている青年も着実に増えており、今回それぞれが役割をもって一歩踏み込んで活動したことが、成果に結びついているようである。

【高橋委員】

これまでは女性の参加が少なかったが、相談員・カウンセラー派遣事業で雇用された方が女性であったため、女性の参加者も増えている。

【平尾委員】

小中学生の不登校児を対象とした宿泊交流会の際、普段学校に来ていない子を知らない子と一緒に活動させる難しさを感じ、慎重に事業を実施しなければならなかった。ひきこもりの方への接し方や呼びかけなど、この事業でも関係団体と連携しながらかなり神経を使って実施したのではないかと思う。2回の交流会を合わせて63名という参加者数は、それなりの支援があつての成果ではないだろうか。

【菅間主幹】

1人で参加ということではなく、支援している団体の指導者の方も一緒に参加いただくなど、あまり急激に環境を変化させないように留意し、青年の状態や気持ちを把握しながら実施している。本事業のスタート当時の参加者が十数名であったことを考えると、倍以上になっているという点では、少しずつ成果が上がっていると思う。

【座長（舛田委員）】

ひきこもり青年の回復度合いに個人差があり非常に難しい事業ではあるが、大切な事業である。

【五十嵐委員】

この事業を広げていくためには、カウンセラーや相談員の養成が大切だと思う。心理学等の良い講師もいるので、ひきこもり支援についての研修等にも取り組んでいただければ、カウンセラーの養成につながるのではないかと。

【菅間主幹】

現在、NPOなどがひきこもり青年に対し支援している状況であるが、県としても、そのようなNPOに相談員やカウンセラーを雇用していただく事業を推進し、来年度も支援の充実を図っていく。

(3) 平成 22 年度社会教育・生涯学習振興行政の推進に当たって

資料 2 をもとに説明（脇川課長）

資料 2 ・補助資料 2 をもとに説明（菅間主幹）

【後藤委員】

小中高校生は年齢区分が明確であるが、青年交流事業の対象となる青年の区分、定義をどう考えるか。

【菅間主幹】

青年の定義は一概には言えないが、青年交流事業の対象としては、40 才くらいまでの範囲を考えている。ただ、交流会への参加募集については、20 歳以上の青年としている。

【黒田委員】

青年交流事業が目玉の事業であると思われるが、対象範囲も広いため、彼らに県として何を求めていくのか、事業のねらいや方向性を明確にする必要がある。行政として地域におけるリーダー的役割を彼らに期待しても、働く若者は、地域の活動に割く時間的余裕がないなどの難しさもある。

ただ、現在の若者の問題として、働き先がない青年、大人になりきれない青年が増えている状況にあり、そのような青年への悩み相談等を含めて実施していただければ、ありがたい。

【半田委員】

青年対象の事業は、昭和 40 年代に通勤青年宿泊研修事業があり、多様な青年の交流を図る場となっていたが、その後は青少年を対象とする事業に一括りにされてしまい、無くなってしまっていた。今年度立ち上げられた青年交流事業は、「青年」という響きが新鮮に感じられる。しかし、問題はその中身である。

県の施策としては、県民の税金を使う以上、ただ集まってワイワイガヤガヤするだけではない成果が求められる。そのためには、青年の意見を汲むと同時に、事務局側の意見も取り入れながら、要求課題と必要課題をうまくコントロールしなければ、何のためにやる事業なのかわからなくなる恐れがある。事業の中身が問題である、とはこのことである。この点を考慮しつつ、青年対象の事業をぜひ継続していただきたい。今後、目玉となり得る事業である。

【菅間主幹】

かつての青年は、青年団等で役割を与えられ、役割をこなすことで成長する機会があったが、現在は、青年たちには何も手がかけられていない状況にあった。青年交流事業では、青年に役割を与え、青年がやりたいと思うことが実現できるように支援していくことで、青年たちの成長を目指していきたい。

【座長（舛田委員）】

青年団や婦人会の現状を見れば、「地域」を強調していくと、青年たちを集めることはなかなか難しいと思われる。社会教育行政としても、これまで参加者として集めやすい人をターゲットにしてきたために、青年対象の事業はほとんど無くなってしまった。

しかし、「地域」に目を向けるということは、どうしてもしていかなければならないことでもある。この青年交流事業が、地域の中で果たすべき役割を考える青年たちの育成につながっていくことを期待している。

【五十嵐委員】

青年の成長を考えたとき、青年たちから親になってもらうことがとても大事なのではないかと。最近、結婚もしない親にもならない青年が急激に増えてきている。未来を築く、次の世代を築く青年を育てることが、究極の大人になる若者を育てるといふことなのではないかと考える。

【出川委員】

幼児共育推進事業の平成 22 年度の新規事業であるプログラム開発事業では、幼稚園・保育所だけでなく、山形ふるさと塾の賛同団体等と企画・実施の際に連携するなど、地域の素材や人材、団体を生かしながら、山形らしさを生かしたプログラム開発ができるのではないだろうか。その際、既にデータを保有している山形ふるさと塾の賛同団体情報を活用することも可能ではないか。

【菅間主幹】

幼児の教育に当たっては、家庭と幼稚園・保育所が連携するのは当然だが、地域とどううまくかかわっていくかが一つの大きな課題である。ご提案いただいたことを、1つの方策として研究していきたい。

【五十嵐委員】

学校支援地域本部事業の学校支援ボランティアについてだが、都会を中心に読み聞かせなどの学校に入っているボランティアが問題になっているケースがある。学校がまる投げしてしまったために、図書館をボランティアが勝手に作り変えてしまったり、ボランティア同士の問題が発生したりと、ボランティア主導の体制になると課題が多いようである。校長などの学校側がボランティアをどう受け入れるか、という研修が必要なのではないだろうか。

【菅間主幹】

学校に人が入るといふことは、当然ご意見もいただき、開かれた学校づくりを進めながら実行していくということが大前提である。学校支援地域本部事業では、意思の疎通がうまくいかないことによる問題が生じないように、学校との窓口になるコーディネーターを任用し、校長だけでなくいろいろな職員にかかわっていただく形で進めていく。

【座長（舛田委員）】

必ずしも学校支援地域本部事業でなくても、学校図書館活動に地域のボランティアが入る可能性は多い。このときにどういう問題があるか、学校としてどう受け入れるかということを考えていかなければならない。

【菅間主幹】

学校支援本部事業のコーディネーター研修会では、学校でボランティアの方をお願いするに当たって、教員がどのように考えて進めなければならないかという点についても研修しており、参加者の約半数が教員である。今後とも、教員に対する研修を一層進めていきたい。

(4) 平成 22 年度社会教育関係団体補助金について

資料にもとづき説明（脇川課長）

【座長（舛田委員）】

提案のとおりでよろしいか。

【委員一同】

異議なし

(5) 金峰少年自然の家分館の季節開館等について

資料3にもとづき説明（脇川課長）

【黒田委員】

金峰少年自然の家、県青年の家の職員は何名減るのか。

【脇川課長】

青少年教育施設条例の改正前である平成20年度と比較すると、平成22年度は、金峰少年自然の家が5名の減、県青年の家が4名の減となる。

社会教育委員の会議の提言を受け、人件費のコストを削減しつつ、新たなしくみによる統合等のメリットを生かした展開を図っていきたい。

【平尾委員】

県青年の家以外の社会教育施設について、指定管理者制度導入の動きはあるのか。

【脇川課長】

図書館については図書館協議会でも検討したが、業務が単なる図書の貸し出しに止まらないため、指定管理者制度の導入は考えていない。少年自然の家についても、活動プログラムの提供や支援等の業務内容を考えると、指定管理者にそれらを委託することはできないと考えている。

県青年の家は、単純な貸し館業務は委託することとしたが、研究・企画を担う指導部門は、県の直轄として残している。行財政改革の名の下に、全てにおいて指定管理者制度を導入するというのではなく、個々の業務の特性を見ながら判断している。

(6) その他

社会教育連絡協議会発足に向けた動き及び事業計画について、資料4をもとに説明（舛田委員）
質疑等なし